

確定拠出年金に関する税制

平成 26 年 10 月 14 日、厚生労働省は、社会保障審議会企業年金部会において、新しいタイプの個人型確定拠出年金に関する考え方を提示しました。その中で、就労形態に左右されない老後に向けた個人の自助努力の環境整備を図るべく、適用範囲の拡大が提案されております。

また、厚労省は、確定拠出年金の掛金の上限を年収比例にすることで見直し、年収の 10~20%を上限額とする方向で検討しているようです。

そこで、当レポートでは、今後更なる普及が予想される当該制度について、検討を加えたいと思います。

概要

(1) 確定拠出年金(DC)とは、一定の掛金と運用収益に基づいて年金給付額が決定されるという、私的年金の一種です。DC には、企業型と個人型の 2 類型あります。

(2) 企業型 DC の場合、企業が契約者(掛金負担者)となり、従業員(=加入者)を対象として資産管理機関との間で資産管理契約を締結します。商品の選択・運用については加入者自らが行います。なお、加入者が一部掛金を上乗せで負担することができるマッチング拠出というタイプもあります。

(3) 個人型 DC の場合、加入者自身が契約者となり、自ら掛金を拠出する形で契約を締結します。商品の選択・運用についても加入者自身が行います。

税制について

(1) 掛金拠出時については、企業型 DC の場合、企業は全額を損金算入することができます。また、加入者については給与所得とされることはありません。

個人型 DC 及びマッチング拠出で加入者が掛金の一部を負担している場合には、掛金相当額について所得控除(小規模企業共済等掛金控除)を受けることができます。

(2) 運用時については、銀行の預貯金の利息や投資信託の売却益など、運用益のすべてが非課税となっております。そのため、通常の投資に比べて、分配金の再投資による実質的な利回りが上昇するため、複利効果が高くなっております。なお、運用中の積立金については、毎年の資産残高に対して、1.173%の特別法人税が課税されますが、現在凍結中であり、平成 29 年 3 月 31 日まで凍結されることが決まっております。

資料ご利用の際のご注意

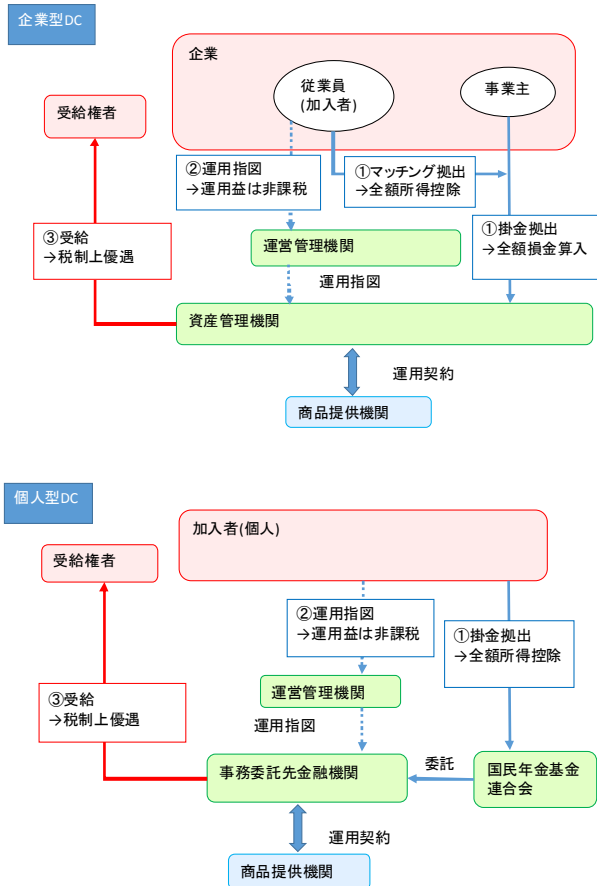
本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

(3) 受取時については、一時金で受け取る場合、退職所得として退職所得控除や税率面の優遇を受けることができます。また、年金で受け取る場合にも、公的年金等に係る雑所得として公的年金と同様に公的年金等控除が適用されるため、この場合にも税制上優遇されております。

(4) このように、拠出時・運用時・受取時いずれの時点においても税制上優遇されております。

仕組み

以上の仕組みを簡略図で示すと以下の通りとなります。



総括

以上の通り、DC は、税制上の優位性が目立ちますが、運用商品の選択、運用リスク、口座管理手数料、中途解約不可など注意すべき点もあります。

加入を検討される際には、制度理解が必要となりますので、専門家に相談する等して対応することが望ましいのではないのでしょうか。

(文責：山岸)

資料に関するお問い合わせ
税理士法人 青山トラスト 広報企画室
Email : info@aotaf.jp